

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康・生活衛生局
総務課
原子爆弾被爆者援護対策室
指導調査室

目次

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1. 原爆被爆者援護施策について

- (1) 令和8年度原爆被爆者援護施策予算(案)の概要について……………1-1
- (2) 第二種健康診断特例区域治療支援事業について……………1-1
- (3) 被爆者健康診断の適切な実施について……………1-1
- (4) 被爆体験伝承事業について……………1-2
- (5) 被爆二世健康診断について……………1-2
- (6) 在外被爆者への支援について……………1-3
- (7) 介護手当について……………1-3
- (8) 諸手当の収入認定について……………1-4
- (9) 被爆体験記収集に関する協力依頼について……………1-4

2. 原爆症認定について

- (1) 原爆症認定審査に係る手続きの迅速化について……………2-1
- (2) 原爆症認定申請書の記載等における留意事項について……………2-1
- (3) 医療特別手当の支給継続に当たっての要医療性の確認について……………2-2

3. 各種手当額の改定について……………3-1

4. 被爆者健康手帳の審査について……………4-1

5. 医療DXについて……………5-1

【指導調査室】

6. 公衆衛生関係行政事務指導監査について

(1) 令和8年度の指導監査について6-1

(2) 令和7年度の指導監査において見受けられた主な事項について.....6-5

7. 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について.....7-1

8. 毒ガス障害対策について.....8-1

【原子爆弾被爆者援護対策室】

1. 原爆被爆者援護施策について

(1) 令和8年度原爆被爆者援護施策予算(案)の概要について【資料1-1】

令和8年度原爆被爆者援護施策予算(案)については、被爆者数の減少等を反映し、対前年度比69億円減額の1,028億円を計上した。

また、原爆の放射線による影響に関する継続的な調査研究の促進を図るため、放射線影響研究所の老朽化に伴う広島大学への移転に係る施設整備に対する支援を引き続き実施する(※)。

広島・長崎県市はもとより、全国の都道府県におかれても、引き続き、必要な予算額の確保と施策の周知、適正な執行につき、御協力をお願いしたい。

※放射線影響研究所の移転については、原爆被爆者援護施策予算1,028億円とは別計上。

(2) 第二種健康診断特例区域治療支援事業等調査研究事業について

【資料1-2~3】

第二種健康診断特例区域では、被爆体験者の平均年齢も86歳を超え、多くの方が被爆体験に起因する精神疾患や、身体的健康度の低下に伴う様々な疾病を抱えて長期療養を要している状況が伺われることから、「被爆体験者精神影響等調査研究事業(旧事業)」を見直し、被爆体験に起因する精神疾患に罹患しているかどうかに関わらず、医療費助成の対象範囲を拡大(被爆者と同程度)することとし、新たに「第二種健康診断特例区域治療支援事業(新事業)」を令和6年12月から開始している(※)。

特に、旧事業・新事業ともに長崎県外からの申請数が少なく、周知が十分ではない可能性があることから、都道府県市におかれては、第二種健康診断受診者証所持者に対して、健診の案内をする際などのあらゆる機会をとらえて、積極的な周知をお願いしたい。

※引き続き、旧事業も継続することとしており、新規申請も受け付けている。

(3) 被爆者健康診断の適切な実施について

被爆者健康診断については、制度開始から相当程度時間が経過しており、一部地域において、医療機関の統廃合等により、健康診断実施機関(以下「実施機関」という。)が偏在していることが考えられる。については、各管内における被爆者の居住地及び実施機関の所在地の分布状況を把握のうえ、被爆者の利便性を考慮して実施機関を選定し、健康診断を実施いただきたい。

また、健康診断の実施にあたっては、地域の公民館等に健診車を派遣して実施するなど、地域の実情に即した対応を行っていただいているものと承知しているところ、医療機関等に赴くことができない被爆者に対し、在宅や入所する施設での健診受診の機会を設けるなど、全ての被爆者が健康診断を受診しやすい環境作りに一層取り組まれない。

(4) 被爆体験伝承事業について【資料1-4～7】

被爆者の高齢化（平均年齢 86 歳超）が進み、被爆者本人が体験を語る機会が減少していく中で、被爆体験を次世代へ継承することが課題となっている。被爆者等による被爆の実相を語る証言活動を継続的に実施する観点から、以下の事業の活用を検討されたい。

【被爆体験伝承者等派遣事業】

国立原爆死没者追悼平和祈念館において、広島市・長崎市等が養成している被爆体験の伝承者等を、国内外の小中学校等に派遣する事業を平成 30 年度から開始している。被爆体験伝承者等派遣事業の実施に係る案内については、下記ホームページに掲載しているので、周知につきご協力をお願いしたい。

<参考>被爆体験伝承者等の派遣について

○国立広島原爆死没者追悼平和祈念館

<https://www.hiro-tsuitokenkan.go.jp/project/successors/>

○国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館

<https://www.peace-nagasaki.go.jp/densho-haken?torikumi>

【原爆死没者慰霊等事業】

都道府県市におかれては、原爆被爆者援護施策の一環として、例えば、原爆死没者を悼む企画展・絵画展等の各種イベントに被爆者等を招致し、証言活動を通じて被爆の実相に対する理解を深める取組を行う場合に、原爆死没者慰霊等事業費補助金を活用することが可能である。別添資料の取組の例にあるとおり、主催者が被爆者等を招致する際の費用についても補助対象となるので、これらも参考に、関係部局、市町村、その他教育機関や市民団体などとも連携をいただき、積極的に証言活動の支援に活用していただきたい。

(5) 被爆二世健康診断について【資料1-8、9】

被爆二世健康診断については、令和 2 年 12 月の事務連絡で、被爆二世の結果等を記録し、自身の健康管理に役立てることを目的とした「被爆二世健康記録簿」のひな形について周知したところである。令和 7 年 9 月の事務連絡でも改めて周知したところであり、未導入の自治体においては、導入の検討をお願いしたい。なお、導入する場合において、印刷に要する経費については、健康診断実施のための事務に必要な経費として計上することが可能である。

また、令和元年 7 月の事務連絡で周知したとおり、実施に当たっては、都道府県・市町村のホームページや広報誌への掲載、被爆者健診にあわせた周知や関係団体を通じた周知など健診実施についての十分な周知を行うことや、早期に健診の申込や受診を行えるよう事務手続きを進めることにより申込及び受診可能な期間を長期間確保するなど、健診の受診を希望する方が一

人でも多く受診できる環境づくりに取り組んでいただきたい。

委託費の執行について、被爆二世健康診断の受診希望者が見込みより多く、年度途中で委託費が不足する場合は増額も検討するので、御相談願いたい。

なお、希望者が全員受診できることが重要であり、定員枠については設けることのないよう、また、会場の都合上、会場のキャパシティーをあらかじめ示す必要がある場合には、日時・場所を別途調整することがあることを示す等、希望者が「受診できないことがある」と受け取られないよう、お知らせする際には御配慮願いたい。

(6) 在外被爆者への支援について

在外被爆者への医療費支給については、平成28年1月から、韓国に在住する被爆者は長崎県で、韓国以外の国に在住する被爆者は広島県で、医療費の支給申請を受け付けているので、在外被爆者から問い合わせがあった場合は、申請窓口の紹介をお願いしたい。

また、在外被爆者からの原爆症認定申請については、在外公館で受け付けた後、都道府県市を通じて国に進達していただいているので、引き続きの御協力をお願いしたい。なお、審査結果については、都道府県市を通じて直接申請者へ送付することとしているので御留意願いたい。

(7) 介護手当について【資料1-10~13】

介護手当は、精神上又は身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）により介護を要する状態にある場合に支給することとされているが、「原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるもの」としては、交通事故等による障害等原子爆弾の傷害作用以外の原因を具体的に特定できるものを想定しているところ、影響を否定できない場合については、介護を要する状態にあることを確認した上で、介護手当を支給することとなる。

近年、被爆者の高齢化に伴い、認知機能や全身機能の低下により介護を要する状態になることが考えられるが、当該被爆者の障害や病状により、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの（重度の障害があつて、費用を支出しないで介護を受けている被爆者にあつては、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの）である場合には、介護手当の支給対象となり得ることから、都道府県、広島市、長崎市におかれては、診断書（介護手当用）の内容に疑義がある場合には、事前に申請者や医師等に疑義の内容を確認すること等により、介護手当支給申請書の実態に沿った審査を行い、単に症状を記しただけ（例：老衰、一下肢切断等）であることをもって不備として却下することの無いよう、引き続き適切に審査を行うとともに、令和2年11月に発出した事務連絡の別添である医師等が診断書（介護手当用）を作成する上での留意事項をまとめたリーフレットなどを用いて、被爆者一般指定医療機関の

医師等に対して改めて周知をお願いする。

また、令和5年11月29日付け事務連絡のとおり、介護手当等の基本的な事務を窓口職員が知らず、被爆者の方がお困りになっている事例が散見されるので、引き続き、担当職員への周知徹底をお願いしたい。

なお、被爆者の介護支援については、介護保険等利用被爆者助成事業及び訪問介護利用被爆者助成事業にて、介護保険サービス利用料の自己負担分を補助しており、引き続き、介護の質や経済性の観点から、介護が必要な方には、介護保険サービスの利用を促進していただきたいと考えているが、一部の利用者の方々の間で、介護保険サービスを利用すると、介護手当を受給できないと誤解されているケースがある。このため、介護保険サービスを利用しているにもかかわらず、介護手当を受給する必要のある方に対して、適切にご案内いただくようお願いしたい。

(8) 諸手当の収入認定について【資料1-14、15】

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく諸手当の生活保護法及び老人福祉法における収入認定の取扱いについては、それぞれ「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する各種給付に係る収入の認定等について」（昭和43年10月1日付け社保第232号厚生省社会局保護課長通知）及び「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日付け老発第0124004号厚生労働省老健局長通知）によって定められているので、原爆被爆者対策主管部（局）において了知いただくとともに、民政主管部（局）や老人福祉主管部（局）を通じて管内実施機関への周知を徹底されたい。

(9) 被爆体験記収集に関する協力依頼について【資料1-16】

被爆から80年以上が経過し、被爆者の高齢化が一層進む中で、被爆の実相をいかに後世に伝えていくかが重要な課題となっている。

このため、これまで10年に1度実施する被爆者実態調査において、調査対象に選ばれた被爆者の方のみに対し、被爆体験に関する執筆を依頼していたところであるが、今年度よりこれを毎年、全被爆者に対して執筆を依頼することとしている。都道府県市におかれては、被爆者の方全員への体験記の募集に関するパンフレットの送付について、引き続きご協力をお願いしたい。パンフレットを健康診断等の案内に同封する場合、郵送費については、健康診断費交付金等の事務費を活用いただくことが可能である。

なお、体験記執筆を依頼するにあたり、高齢の被爆者の負担とならないよう、執筆が事実上の強制であるかのような誤解を与えないようなご配慮をお願いする。

2. 原爆症認定について

(1) 原爆症認定審査に係る手続きの迅速化について【資料2-1】

原爆症の認定については、迅速な認定審査に取り組んでおり、これまでに約9割の申請について、申請から結果通知までの期間が6カ月以内となる審査を達成している。都道府県市におかれても、国への迅速な申請書類の進達、審査に必要な情報が不足している場合の照会対応、申請者への審査結果の速やかな送付等の御協力をいただいている。一部の自治体で、進達が遅れている事案が見られるが、原爆症認定の迅速な審査は、被爆者からの要望も強く、重要な業務であるので、引き続き、御協力をお願いしたい。

(2) 原爆症認定申請書の記載等における留意事項について【資料2-2～4】

①被爆時の状況の記載

原爆症認定申請書には、被爆時の状況を記載することになっているが、被爆者におかれては、直接被爆の他にも入市による被爆があるなど、被爆者健康手帳に記載のある被爆事実の他にも被爆されている場合があるので、都道府県市におかれては、申請者が、そのような被爆事実も記載できるよう、例えば、原爆症認定申請書の記載例等に留意点として記載をしたり、窓口等で相談を受ける際に説明するなど、特段の御配慮をお願いする。

②積極的認定対象疾病以外の疾病での申請

原爆症認定審査において、悪性腫瘍等の7疾病については、積極的に認定する範囲を定め、一定の被爆状況を満たした場合には原則として放射線起因性を認定し、これら以外の疾病（以下、「その他の疾病」）については、被曝線量、既往症、環境因子、生活歴等を総合的に勘案して審査を行っている。

これまでも、その他の疾病で認定された例もあるので、都道府県市におかれては、被爆者から原爆症認定申請にかかる御相談等があれば、積極的認定対象疾病に当たらないことをもって申請を諦めることがないよう、適切に御案内をしていただくようお願いする。その際、原爆症認定状況については、厚生労働省のホームページ※に掲載があるので、参考にされたい。

また、その他の疾病について申請の際は、「原爆症認定申請に係る審査の迅速化について（依頼）」（平成27年9月29日付事務連絡）及び「原爆症認定申請の添付書類の確認のための一覧表の改訂について」（令和6年12月2日付事務連絡）により、審査に必要な医学的な書類の提出をお願いしたい。

※原爆症認定状況 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000050247.html>

なお、令和6年7月10日付け事務連絡「医師等が作成する書類の取扱いについて」により、被爆者の方等が、医療機関に原爆症認定の申請及び健康管理手当の申請に必要な書類についての相談をされる場合に、医療機関にお渡し頂けるよう、①原爆症認定申請時に必要な意見書記載例、②健康管理手当

申請時に必要な診断書記載例を作成していることから、都道府県等の窓口まで申請の相談に来られた被爆者の方等にお渡しし、ご活用いただくよう、引き続き周知をお願いしたい。

(3) 医療特別手当の支給継続に当たっての要医療性の確認について

【資料 2-5～7】

医療特別手当の支給継続に当たっては、認定疾病の要医療性を確認するため、健康状況届を原爆症認定申請から3年毎（放射線白内障等は、初回は原爆症認定申請から1年後）に手当受給者から提出いただいている。

令和8年度（5月末まで）の健康状況届出対象者に対しては、健康状況届の提出時期の通知につき遺漏なきようお願いしたい。

また、支給継続の判断については、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）」（平成26年3月20日付け健発0320第1号厚生労働省健康局長通知）及び「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に係る疑義照会について」（平成26年3月31日付け事務連絡）により、手術等の根治的な治療後に再発の可能性について経過観察している場合や、末期の悪性腫瘍等の認定疾病の治療が困難な状況にあることが認められる場合等は、医療特別手当の支給を継続して差し支えない運用としている。今後も、要医療性の確認に当たっては、診断書の記載内容（認定疾病の治療状況や、認定疾病以外の疾病で原爆症の対象となる疾病の有無等）の確認など、審査を適切に行っていただくようお願いしたい。

また、被爆者が高齢となっており、健康状況届の未提出も含め、本人のみによる制度の有効活用が難しいケースが今後増加していくことが予想されるため、高齢化に対する周囲のフォローが求められると考える。その対応策の一事例として、一部の自治体においては、介護支援専門員が被爆者を担当した場合に、必要に応じて適切に被爆者をフォローできるよう、地域の介護支援専門員に対して被爆者援護施策を勉強する機会を設けている。このような高齢者福祉施策と被爆者援護施策とが連携できるような取り組みについて御検討願いたい。

3. 各種手当額の改定について【資料3-1】

令和8年4月からの医療特別手当などの支給額については、令和7年平均の全国消費者物価指数の前年比等にあわせて改定する予定であり、具体的な改定予定額は本年1月にお知らせしたとおりである。

関係者に対する周知等につき、よろしくお取り計らい願いたい。

4. 被爆者健康手帳の審査について【資料4-1~7】

被爆者健康手帳の審査期間については、申請者の高齢化に伴い、できるだけ早期の審査が望ましいことから、やむを得ない事情がある場合を除き、審査期間を概ね半年以内とし、審査の迅速化に向け御尽力をお願いしたい。

また、審査に際しては、申請者の原爆投下当時の所在や行動について、事実関係を可能な限り、客観的かつ正確に確認する必要があるが、この確認に当たり、必ずしも証人を必要としているわけではなく、例えば、①申請者御本人から当時の状況を記載した申述書や誓約書を提出していただいたり、②行政において、家族が手帳を取得した際の資料や同じ場所で被爆した人の資料を調査することなどで、十分な事実確認ができれば、手帳交付を認めるといった柔軟な取扱いをしている。なお、申請者御本人又は家族等の関係者が軍人・軍属であった場合には、軍歴証明を取得することで、事実確認が可能になる場合があるので、適宜活用されたい。

今後も、こうした取扱いを徹底し、適切な審査をお願いしたい。

さらに、広島県の「黒い雨」に遭った者への被爆者健康手帳の交付については、「「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて」（令和4年3月18日付け健発0318第8号厚生労働省健康局長通知）により対応いただいているところである。また令和4年10月には、「黒い雨」に遭った者の胎児であった者からの被爆者健康手帳交付申請の取扱いや、被爆者健康手帳の交付申請中に申請者が死亡した場合の取扱いについて通知を发出しているの、遺漏無きようお願いしたい。加えて、「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の原告と同じような事情にある方々に対する積極的な周知について、令和4年10月に发出した事務連絡に添付したリーフレットひな形の活用の他、対象者が高齢者であるということ踏まえ、紙媒体による管内市区町村への情報提供や、広報紙への掲載等の方法により、積極的な周知をお願いしたい。

なお、令和5年12月26日付け事務連絡及び令和6年12月10日付け事務連絡のとおり、高齢化が進む申請者の負担等の軽減のため、不足する申請書類等の取得方法について丁寧な助言や、「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にある方々の疾病要件の確認に当たり必要に応じて追加資料を取り寄せるなど、丁寧な対応をお願いしたい。

特に、「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にある方々の疾病要件については、各都道府県等における処分事例との整合を図る観点から、審査の結果、11種類の障害を伴う疾病要件を却下しようとするときは、当分の間、厚生労働省に照会することの徹底をお願いしたい。

【参考】軍歴証明事務の流れについては、下記ホームページに掲載していません。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/senbotsusha/seido04/index.html>

5. 医療DXについて【資料5-1、2】

マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化として、昨年12月に成立した医療法等の一部改正法によりマイナ保険証1枚で公費負担医療のオンライン資格確認を受けられる仕組みを制度化することとなった。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療費助成制度（認定疾病医療、一般疾病医療費）（※1）についても、令和8年度中にオンライン資格確認を導入することとなり、実施に向けて自治体のシステム改修等の対応を行う必要があることから、ご協力をお願いする（※2）。

なお、オンライン資格確認の導入後においても、被爆者健康手帳は引き続き交付することとし、これまでどおり被爆者健康手帳と医療保険者が交付する資格確認書（認定疾病医療においては認定書）による医療機関受診も可能とすることから、あくまでも受診方法の選択肢が増えるものであることにご留意願いたい。

※1 第2種健康診断特例区域治療支援事業についても、オンライン資格確認を行えるよう環境整備を進めることとしている。

※2 システム改修に係る補助については、令和7年度補正予算において、各制度の自治体システム改修として基準額：500万円、補助率1/2の補助金を交付する。

6. 公衆衛生関係行政事務指導監査について【資料6-1～2】

(1) 令和8年度の指導監査について

ア 指導監査の日程について

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「原爆被爆者援護法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（結核に関する事務に限る。以下「感染症法」という。）、難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）及び児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に限る。以下「児童福祉法」という。）に関する行政事務指導監査については、令和8年度においても別記の計画により実施することとしているので、対象自治体にあつては、対応について、特段の協力をお願いする。

令和8年度公衆衛生関係行政事務指導監査実施自治体（案）

| 実施期間 | 自治体名 | 備考 |
|------------------------|---|--|
| 各自治体の実施期間については、別途通知する。 | (都道府県) [23] | (注) |
| | 宮城県 秋田県 山形県 福島県 栃木県 群馬県 千葉県 東京都 富山県 石川県 長野県 岐阜県 静岡県 滋賀県 和歌山県 鳥取県 岡山県 広島県 香川県 愛媛県 高知県 大分県 宮崎県 | 1 都道府県については、原爆被爆者援護法、感染症法(結核)、難病法、児童福祉法(小児慢性特定疾病)、精神保健福祉法について実施する。 |
| | (指定都市) [10] | 2 指定都市については、 |
| | 札幌市 千葉市 川崎市 相模原市 静岡市 浜松市 名古屋市 堺市 北九州市 熊本市 | 感染症法(結核)、難病法、児童福祉法(小児慢性特定疾病)、精神保健福祉法について実施する。(広島市については、原爆被爆者援護法についても実施。) |
| | (中核市) [21] | 3 中核市については、 |
| | 函館市 福島市 越谷市 船橋市 柏市 富山市 金沢市 長野市 松本市 一宮市 大津市 東大阪市 西宮市 奈良市 和歌山市 鳥取市 高松市 松山市 長崎市 大分市 鹿児島市 | 感染症法(結核)、児童福祉法(小児慢性特定疾病)について実施する。 |
| | (保健所設置市) [2] | 4 保健所設置市・特別区 |
| | 町田市 四日市市 | については、感染症法(結核)について実施する。(児童相談所設置に伴い、小児慢性特定疾病医療費支給認定事務を実施している市(区) |
| | (特別区) [8] | は、児童福祉法(小児慢性特定疾病)についても |
| | 新宿区 文京区 台東区 杉並区 豊島区 荒川区 練馬区 葛飾区 | 実施。) |
| | [合計 64] | 5 令和7年度の対象自治体であっても、当該年度における指導監査の結果によっては、令和8年度において追加して実施する場合がある。 |

※ 児童相談所設置に伴い、小児慢性特定疾病医療費支給認定事務を実施している市(区)：文京区、豊島区、荒川区、葛飾区

イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、対象自治体における事業の実施状況について、事前に資料の提出をお願いしており、提出資料の作成に当たっては、様式に記載の注意事項等に留意するとともに、期限（原則指導監査実施時期の60日前（一部自治体については別途個別にお知らせする期限））までに提出されるようお願いする。

また、併せて実施する「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の指導監査(対象となる自治体は、別記中の都道府県及び指定都市)についても、資料の提出等に当たり、関係部局との連携方、特によりしくお願いする。

ウ 指導監査の重点事項について

令和8年度の指導監査における、各制度の主な重点事項は以下のとおり。

(ア) 原爆被爆者援護法関係

a 被爆者健康手帳の審査・交付状況

（申請書類の審査、広島・長崎両縣市への照会、必要書類の添付、事情聴取、記録の確認、未処理案件の状況）

b 健康診断の実施状況

（健康診断の周知・受診勧奨の状況、未受診理由の把握状況、交通手当の支給状況）

c 原爆症認定申請の事務処理状況

（必要書類の確認状況、認定書の返還状況、認定書・却下通知の処理状況）

d 各種手当の認定、支給事務処理状況

（各種手当の認定、支給台帳の整備状況）

(イ) 感染症法関係

a 健康診断の実施状況

（対象者の把握方法、受診者・未受診者の把握状況、未受診者への受診勧奨方策、接触者に対する健康診断受診勧告等の状況）

b 医師及び病院管理者が行う届出状況

（届出状況、医師及び病院管理者への指導状況）

c 家庭訪問等指導の実施状況

（訪問基準の整備状況、家庭訪問等指導の実施状況）

d 就業制限の実施状況

（就業制限の手続状況）

e 入院勧告の実施状況

(協議会への諮問・報告状況、患者等への説明等の手続状況、勧告等の手続状況)

f 結核医療費の公費負担事務処理状況

(公費負担申請書の審査・事務処理状況、療養費払の書類の整備・処理状況、自己負担の認定に係る書類の確認状況、連名簿等の審査点検状況)

(ウ) 難病法関係

a 支給認定等の状況

(申請書類審査状況、事務処理状況)

b 特定医療受給者証交付状況

(疾病別交付状況、記載状況、関係書類の交付状況)

c 指定医療機関の指定状況

(指定状況、更新状況、取消し状況)

d 指定医の指定状況

(指定状況、更新状況、研修実施状況)

e 指定難病審査会の設置・運営状況

(規程の整備状況、委員の任命状況、運営状況)

(エ) 児童福祉法関係

a 支給認定等の状況

(申請書類審査状況、事務処理状況)

b 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況

(疾病別交付状況、記載状況、関係書類の交付状況)

c 指定医療機関の指定状況

(指定状況、更新状況、取消し状況)

d 指定医の指定状況

(指定状況、更新状況、研修実施状況)

e 小児慢性特定疾病審査会の設置・運営状況

(規程の整備状況、委員の任命状況、運営状況)

(2) 令和7年度の指導監査において見受けられた主な事項について

令和7年度の指導監査は、64の自治体を対象に実施しており、指導監査において改善を図る必要があると見受けられた主な事項は以下のとおりである。

各自治体におかれては、記載した事項について理解の上、適切に対処されるよう、願います。

ア 原爆被爆者援護法関係

- ・ 被爆者健康手帳交付事務において事情聴取が不十分
- ・ 認定書返還事務等が不適切
- ・ 認定申請の進達手続不適切
- ・ 手当等に認定において現況の確認が未実施・不十分

イ 感染症法関係

- ・ 定期健康診断の実施報告未提出への指導が不十分
- ・ 定期健康診断における未受診者が居る各事業所への指導が不十分
- ・ 定期健康診断の広報の指導不十分
- ・ 接触者健診の勧告が不十分又は未実施
- ・ 接触者健診の受診率が低い保健所等がある
- ・ 管理検診の受診率が低い保健所等がある
- ・ 法第12条の新患者診断の届出（結核発生届）及び法第53条の11の結核患者の入退院届が遅延
- ・ 菌検査の実施又は把握が不十分
- ・ 新登録患者等に対する保健師等による家庭訪問等指導の実施率が低い保健所等がある
- ・ 治療失敗・脱落・中断率が5%を超えている保健所等がある
- ・ 就業制限の手続等が不適切
- ・ 入院勧告又は措置の手続等が不適切
- ・ 入院期間の延長の手続等が不適切
- ・ 入院勧告通知時の必要記載事項の不記載
- ・ 公費負担承認事務が不適切、再認定が未実施
- ・ レセプト等の審査点検が不十分
- ・ 感染症の診査に関する協議会の委員構成が不適切

ウ 難病法関係

- ・ 認定申請の支給認定の手続き（申請書記載事項）が不適切

エ 児童福祉法関係

- ・ 認定申請の支給認定の手続き（申請書記載事項）が不適切

7. 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金について【資料7-1】

保健衛生施設等施設・設備整備費補助金の令和7年度整備計画内容の説明聴取については、既に各地方厚生（支）局において実施したが、例年、入札不調等のスケジュールの見直し等により内示（実施計画承認）後に申請取下げ又は計画の変更といったケースが見受けられる。令和8年度においても予算の範囲内で内示を行っていくこととなるので、各都道府県等におかれては、事業者の整備計画の進捗状況を十分把握するとともに、事業の延期・中止等の事態が生じる場合には速やかに各地方厚生（支）局に相談いただくよう伝達するなど、事業者等に対しても適切な指導をお願いします。

また、令和7年度執行分の予算についても、年度末に向けて、国庫補助金の受入手続き等に不備の無いように十分に確認の上、対応いただくようお願いする。

8. 毒ガス障害者対策について【資料8-1、2】

毒ガスによる健康被害を受けた方々に対する各種事業については、広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施しており、これらの県におかれては、今後とも協力をお願いしたい。

また、令和8年度の手当の支給額については、令和7年平均の全国消費者物価指数の前年比等にあわせて改定する予定であり、具体的な改定予定額は、本年1月にお知らせしたとおりである。

関係者に対する周知等につき、よろしくお取り計らい願いたい。